

## 1 7月21日付けの追加指定等

## 検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 待機なし→6日間待機   | : ミャンマー  |
| (2) 待機なし→3日間待機   | : イラン、オマーン、米国(オクラホマ州、ミズーリ州)、ロシア<br>(イヴァノヴォ州、ウラジーミル州) |
| (3) 10日間待機→6日間待機 | : パキスタン  |
| (4) 6日間待機→3日間待機  | : ウガンダ   |
| (5) 3日間待機→待機なし   | : エジプト、スウェーデン、米国(ニューメキシコ州)                           |

## 2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域  
(8か国)

アフガニスタン、インド、インドネシア、キルギス、ザンビア、スリランカ、ネパール、モルディブ

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域  
(7か国・地域)

アラブ首長国連邦、英国、パキスタン、バングラデシュ、マレーシア、ミャンマー、ロシア(モスクワ市)

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域  
(39か国)

アイルランド、アルゼンチン、イラン、ウガンダ、ウルグアイ、エクアドル、オランダ、オマーン、カザフスタン、ギリシャ、キューバ、コスタリカ、コロンビア、スペイン、スリナム、セーシェル、タイ、チリ、チュニジア、デンマーク、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ナミビア、パラグアイ、フィジー、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ペルー、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、リビア、米国(16州: アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、オクラホマ州、オレゴン州、ケンタッキー州、コロラド州、ネバダ州、フロリダ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、モンタナ州、ルイジアナ州、ユタ州、ワイオミング州、ワシントン州)、ロシア(8州・地域: イヴァノヴォ州、ウラジーミル州、カレリア共和国、サハ共和国、サラトフ州、モスクワ州、サンクトペテルブルク市、ニジエゴロド州)

(注) 赤字は再入国拒否措置の対象国